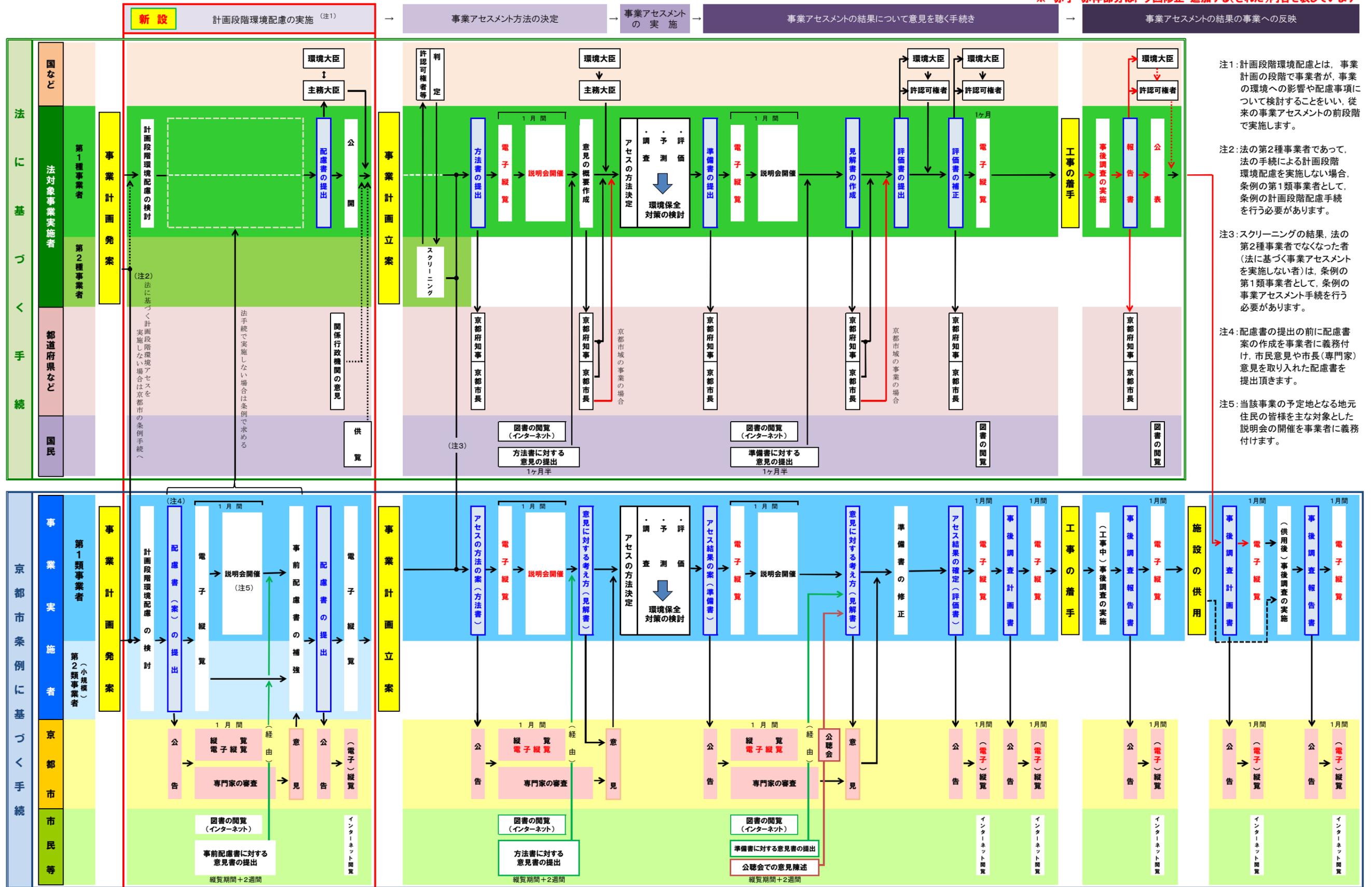


「改正環境影響評価法」及び「京都市環境影響評価等に関する条例(改正の考え方案)」に基づく環境アセスメント手続の流れの対比

※ 赤字・赤枠部分は、今回修正・追加する(された)内容を表示しています



- 注1: 計画段階環境配慮とは、事業計画の段階で事業者が、事業の環境への影響や配慮事項について検討することをいい、従来の事業アセスメントの前段階で実施します。
- 注2: 法の第2種事業者であって、法の手続による計画段階環境配慮を実施しない場合、条例の第1種事業者として、条例の計画段階配慮手続を行う必要があります。
- 注3: スクリーニングの結果、法の第2種事業者でなくなった者(法に基づく事業アセスメントを実施しない者)は、条例の第1種事業者として、条例の事業アセスメント手続を行う必要があります。
- 注4: 配慮書の提出の前に配慮書案の作成を事業者(義務付け、市民意見や市長(専門家)意見を取り入れた配慮書を提出頂きます。
- 注5: 当該事業の予定地となる地元住民の皆様を主な対象とした説明会の開催を事業者(義務付け)に義務付けます。